



小峰城石垣再生への歩み

古くから使用されている白河石

文化財課（歴史民俗資料館） ☎2310



▶石山から切り出した新しい白河石

▶石材を加工する様子

本市のシンボル小峰城。東日本大震災で石垣が崩落し、現在、修復に向けた作業を進めています。「小峰城石垣再生への歩み」では、修復作業の様子や再生に向けた取り組みをお知らせします。

小峰城の石垣には白河石が使われています。白河石は、白河・西郷地域で産出される石英安山岩質溶結凝灰岩で、大きくは白目と黒目の2種類があります。石質は軟石であるため、採石と加工が比較的容易にできるほか、耐火性にも優れています。しかし、吸湿性があるため、風化しやすく耐久性に劣ることが最大の弱点になります。白河石は、古くから石材として利用されており、国史跡「白河舟田・本沼遺跡群」の古墳の埋葬施設にも使われています。

江戸時代に使われた石材は、これまでの文献調査や産地を特定する調査などから、小峰城より南東15kmから2kmにある文珠山と羅漢山から切り出したと考えられます。

崩落で破損した石は、地元の素材を活かし、新たな白河石に交換していきます。

市税の滞納処分をさらに強化しています

本庁舎収税課 ☎1111 内2123

市税は、私たちが健康で快適に暮らすために必要な福祉や教育、道路整備などの財源として大切なものです。市税の滞納は財政を圧迫し、行政サービスの低下を招く恐れがあるほか、納期内に納めている多くの方との公平性を欠くことにもなります。

そのため市では、納税相談をしないで滞納している方を対象に、法律の規定に基づき、財産の差し押さえなどの滞納処分（平成24年度は約1,000件）を行っています。

●滞納処分の新たな取り組み

▷検索

国税徴収法の規定により、滞納している方の自宅等を訪問し、財産を差し押さえる債権回収を行っています。検索は令状を必要とせず、裁判所を通さずに実施する法的に認められた強制調査です。

▷インターネット公売

これまでは、債権・不動産の差し押さえを中心に行ってききましたが、今年度からは、動産を差し押さえ、それらをヤフー(株)が提供するインターネット公売（官公庁オークション）システムを利用し売却しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●納税が困難な方は、早めに相談を

失業や病気、事業不振や生活困窮などで納付が困難な場合は、説明できる書類（収支の分かるもの）を持参のうえ、ご相談ください。

滞納処分を受けると、経済的な不利益や社会的信用を失うことがあります。早期に納付するよう努めてください。

滞納処分までの流れ

納税通知書の発送



督促状・催告書の発送

納期限を過ぎると、督促状を発送します。それでも納付がない場合は、文書等で催告します。



財産調査

勤務先、金融機関、官公庁などの財産調査を行います。



滞納処分

財産（預貯金、給与、不動産など）の差し押さえを行います。



換価処分

預貯金などは、即時取り立てし、不動産などは、公売により換価し、税に充当します。

今月のお話は、「水のきれいなまちへ」です。

私たちの家庭や工場などから出た汚れた水をそのまま流すと、川や湖が汚染され、蚊やハエなどの害虫や嫌な臭いが発生するなど、日常生活に様々な悪い影響を与えます。

下水道の接続が進むと、川や湖がきれいに保たれ、快適で衛生的な生活ができるようになります。

今月号では、下水道への接続や助成制度などを紹介します。

下水道への接続を

下水道の供用が開始された区域の各家庭や事業所は、3年以内に「排水設備」を設置することが義務付けられています。

工事は指定業者に

市では、安心して排水設備工事を行っていただくために、「白河市下水道排水設備工事指定業者」を定めています。工事は指定業者に直接お申し込みください（指定業者以外では工事ができませんのでご注意ください）。なお、指定業者は本庁舎下水道課にお問い合わせください。

井戸水をご利用の皆さんへ

下水道をご利用の方で、井戸水のみを使用されている方、または水道水と井戸水を併用されている方は、ご家族の人数が下水道料金算定の基準となります。

料金変更の手続きには「世帯人員異動届」の提出が必要です。転出などでご家族の人数に変更が生じたときは、速やかに本庁舎下水道課までご連絡ください。

水洗化改造等資金助成制度

市では、市民の皆さんに下水道接続をしていただくため、次の助成制度を設けています。詳細は、本庁舎下水道課までお問い合わせください。

◆助成制度

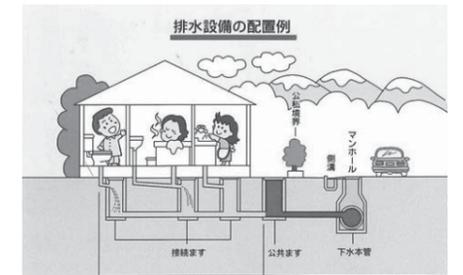
水洗化改造等工事費用の一部を助成します（1件あたり）。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①供用開始日後1年以内に行う改造工事の場合 | 25,000円 |
| ②供用開始日後2年以内に行う改造工事の場合 | 15,000円 |
| ③供用開始日後3年以内に行う改造工事の場合 | 10,000円 |

◆利子補給制度

改造費用を市内の金融機関から借り入れた場合に、その借入利子を市が支払います。

排水設備とは…
トイレの汚水や台所などの生活排水を下水道に流すために必要な排水管や接続ますをいいます。



供用開始区域の縦覧

4月1日から新しく供用開始になる区域の縦覧を行います。

- 日時
3月10日(月)～20日(木)／午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）
- 会場
本庁舎下水道課（2階）
- 対象区域
金勝寺、金勝寺東、飯沢、鶴巻山、関辺川前、老久保、老久保山、東小丸山、与惣小屋、与惣小屋山の各地区の一部

本庁舎下水道課 ☎1111 内2232